

平成28年度第1回 箕面市都市景観審議会 議事要旨

1. 日 時：

平成28年(2016年)7月28日(木) 午前10時00分から正午

2. 場 所：

箕面市役所本館2階特別会議室

3. 出席者：

1) 箕面市都市景観審議会委員 (8名)

会長 加我 宏之 氏	委員 若本 和仁 氏
委員 福田 知弘 氏	委員 乃木 亜紀愛 氏
委員 松出 末生 氏	委員 樋口 明美 氏
委員 横山 あおい 氏	委員 細見 武志 氏

2) その他

市関係者 (4名)

事務局 (2名)

4. 審議等の内容：

事務局より委員の過半数の出席(委員9名中8名の出席)を確認し、会議が成立していることを報告した。

【案件1】山すそ景観保全地区における建設行為等の審査について(諮問) ～彩都の丘小・中一貫校の新グラウンドの造成・整備～

市より、彩都の丘小・中一貫校の新グラウンドの造成、整備計画について説明を行った後、審議を行った。

<【案件1】の審議内容>

会長：本案件は、山すそ景観保全地区において新グラウンドの造成、整備及び部室棟、倉庫、防球ネットを計画する案件である。今回の審議会での審議の前には都市景観アドバイザーへの相談等を行っており、まずはアドバイザーを兼任されている委員からその時の意見などについて説明をお願いしたい。

委員：都市景観アドバイザーとの相談内容や経過を説明する。今回の敷地は山すそ景観保全地区内ではあるが、遠景においては、市街地等からほぼ見えない敷地で

の計画であり、山なみの前面と重なるような計画ではないと言える。ただし、近景や道路景観については、防球ネットの色彩等について配慮するよう協議した。背景が空になるので、調和するようなグレー色を採用した計画となった。彩都地区の景観形成の方針では緑も重要であるため、敷地内の法面の植栽計画については、既存校舎敷地の植栽との連続性を留意するよう、配置や量なども詳細に確認した。また、警官立寄所が予定されている部分については、擁壁の見え方に配慮し、道路側からの視線に対して、擁壁の前に重なるような植栽が設置できるスペースを考慮した計画となった。

委員：敷地南東側に管理用通路が設置されるが、道路からの出入り口部分について、敷地に計画されている植栽はどのようになるのか。

市：管理用通路は、法面、植栽等の維持管理のための通路であるが、道路からの出入り口については一箇所での計画である。出入り口部分は、少し緑地が減少するが、目立って無くなるような計画ではない。車両の進入を考えて、可能なところについては、植栽を設置する計画である。

会長：敷地境界線部分については、隣地との境界も、植栽を可能な限り配置し、隣地へ緑が繋がっていくイメージで植栽計画を考えることが望ましい。

委員：既存校舎側から新グラウンドへの移動はどのようになるのか。歩道橋のようなものや横断歩道か何かができるのか。

市：現時点では、概要を設計している段階であるが、橋の設置を予定している。詳細な計画やデザイン等については、今後、都市景観アドバイザーの意見を伺い進めていく予定である。

会長：橋は既存校舎側と新グラウンドをつなぎ合わせるものとして、校舎などと一体感のあるイメージで計画を進めてほしい。引き続き都市景観アドバイザーへの相談や協議をお願いしたい。

委員：防球ネットはグレー色で計画しているが、無機質な印象を与えないか。山が背景となる見え方もあるので茶色系の方が適しているのではないか。

市：今回の防球ネットの計画は、敷地周辺の道路など、近景からの見え方の圧迫感を低減することを念頭におき、背景となる空に調和するグレー色を採用した。

委員：既存校舎側の防球ネットはグレー色であるが、この色彩について、周辺の方々やその他意見等は今までにあるか。

市：既存校舎側の防球ネットについての意見等は今のところない。また、既存校舎を建築する時期は、山すそ景観保全地区が制定されておらず都市景観審議会には諮問していないが、都市景観アドバイザーへの相談を2回行っている。その時には、見え方の検討についての意見をいただき、2カ所からのシミュレーションを行い検討し現在の仕様となった。

会長：フェンスやネットの色彩について考えてみると、まず緑色については、背景が山であっても、山の緑は何色もの緑が重なっているため、逆に目立ってしまう。次に、茶色は樹木の幹の色に近く、山や樹木が直後にあるような場合は調和し目立たないだろう。今回の計画では、敷地やネットの見え方として、遠景や中景ではさほど目立たず、近景で目立ってくるため、近景において背景となる空に調和するようなグレーの方がなじむと考えられる。

委員：空が背景になることから防球ネットはグレーの方が良いのではないかと。一方、敷地の法面下のメッシュフェンスは、既存校舎側も含め、亜鉛メッキ仕上げの計画であるが、それについてはどう考えるか。低層部であるので茶色も検討してみた方がよいのではないかと。

会長：防球ネットについては、現在の既存校舎側にある防球ネットと同様に、遠景においてさほど目立たないので、中景や近景の背景である空に溶け込むグレーが良いだろう。法面下のメッシュフェンスについては、低層部になるので、既存校舎側も含めてもう一度検討してほしい。

委員：敷地北側のテニスコートの近くの擁壁については、どれくらい目立ってくるのか。緑化での配慮はあるのか。

市：敷地北側の擁壁については隣地や道路から際だっただけに見える計画ではない。テニスコートから見ると高さ2m程度の擁壁が一直線に見えてくることになる。緑化については、今のところ予定はしていない。

委員：敷地の外部にある道路等からはっきりと見える擁壁ではないだろうが、多くの人が利用するグラウンドの中からは直線的な目立った見え方となるのではないかと。緑化等の工夫が可能であれば、生け垣やツタを密に配置して強引に視線を遮蔽するより、大きな樹木を適切な間隔で配置し、擁壁の直線的な見え方をやわらげると同時にグラウンドに木陰をつくるなど、使用面においても上手く活用することが望ましい。

会長：この擁壁については、景観的にみて隣地や道路側から目立ってくるものではない

いが、教育環境という面からも、広いグラウンドの空間において上手く緑を活用する工夫を考えてほしい。

他に意見はあるか。

意見がないようなので、本案件については諮問原案のとおり妥当として答申してよいか。

(異議なし)

会長：本案件について諮問原案のとおり妥当であると答申する。

【案件2】屋内からの広告物等の表示についての検討（報告）

市より、屋内からの広告物等の表示についての検討について説明を行った後、審議を行った。

＜【案件2】の審議内容＞

会長：屋外広告物についての協議、指導に関して、これまでの方法であると、屋外から見える屋内の表示であって、実態的に屋外広告物と同様であっても対応できないということがあり、今後、屋外広告物に加えて、屋外広告物に類するものとして、屋内からの表示も協議などができる仕組みを、条例や規則の改正により進めるということである。

何か意見はあるか。

委員：ガラス面が建物のどのような部分にあるかについて、例えば駐車場となっている階にあるガラス面は、指導の対象となることがイメージしやすいが、売り場の階は対象とできないのではないか。

市：店舗の売り場の窓ガラスであっても、ガラスの内側に壁などを設置して、人の立ち入らないような売り場ではない空間をつくり、窓ガラスを通して屋外に向けて表示する行為は、今回の変更案において、協議、指導の対象とするものである。

委員：窓ガラスに直接貼り付けるようなシールは対象とならないのか。

市：貼り付けるガラス面が、建築物の室となっていないような空間のものであれば対象とする。

委員：まずは、より目立つであろう屋内からの表示から、ルールによる取り決めをはじめめることはわかる。しかし、ガラス面のシール貼りの表示面積は文字の部分のみの面積なのかなど、どのように算出するのか等の課題も出てくると思うので考えてほしい。

市：事例にあるような屋内からの表示はルールにおいても位置づけやすいが、今後は、新たなケースが出てくるかもしれない。

委員：新たなケースには柔軟に対応できるのか。

市：今回は、協議、指導の対象とする屋内の表示のパターンを、条例施行規則において定めている。今後、新たな屋内からの表示のケースが出てきた場合は、景観審議会での審議や意見をいただき、規則を変更するなど柔軟な対応を考えている。

委員：地域ならではの景観イメージに沿うような広告物の協議ができれば、まちなみづくりにとっては効果は大きいと考えられる。行政だけではできない部分も多くあるだろう。地域における組織で広告物の協議ができ、まちぐるみでルール管理できればよいと思う。

市：今すぐに地元組織を設立するのは難しいと考えている。まずは、市の屋外広告物の基準を超えて屋外同様に表示するなど、広告物の面積基準が意味をなさないようなケースについて、協議できる仕組みを、行政として成立させていくことを考えている。

委員：銀座などでは、地域主体の広告物の協議の効果が現れていると言われている。これから先、箕面でもそのような取り組みが発生することを期待する。

委員：窓ガラスに直接貼るようなシールについて、実際のところは、かなりしっかりと貼り付け、屋外広告のようなものも見られる。今回の対象にあげられているような、建築構造的に人が使う室になっていないような空間からの表示は、協議、指導の対象となるわけであり、そうであれば、外に見せたいシール貼りなどを、室となっている空間の窓ガラスへと移行されてしまうことが、危惧されるのではないか。屋外広告物の事業者やその業界が、どのように考えるのか意見を聞いた方がよいのではないか。一般的な窓ガラスの内側から、多量の広告を貼り付けるケースが出てしまうかもしれない。

市：今回の素案たたき台について、この先パブリックコメントを実施していく。そ

のなかで、屋内からの表示の景観的な課題やルールについて、屋外広告物の事業者の団体にも意見を聞いていく。

委員：他市の事例だが、屋外広告物の事業者はルールがある場合はしっかりと守っていると見えるが、どうしても設置したいと考える事業者（店舗など）は、他の広告業者を探して、強引に設置してしまうことがある。
この状況は、例えば商工会議所等を通じて、店舗などの事業者に、屋外広告物の設置にルールがあることを始め、しっかりと伝えていくことも重要である。

市：今回、検討しているルールについても、ルール通りに広告物を設置している店舗にとっては、さほど影響は無く新たな規制になるものではないと考えている。ただし、屋内からの表示を活用しようとする計画などがあるならば、新たな規制とも言えるので、周知を図っていく。

委員：今回、対象となるような表示は、大規模なチェーン店などの店舗で多く見られる傾向があるのではないか。箕面の商工会議所に加入している企業は小規模なものが多く、大規模な事業者とはなかなか接点がないと思われる。
将来的に、地域の商業者や住民が中心となったルールづくりや管理が行われることは意義があると思う。

委員：広告物の面積が過剰になってしまうなどの行為について、悪気がなく知らずに行ってしまうケースも多いのではないか。広告物にルールがあるということを知ってもらうことが大切である。

会長：今回の条例や規則の変更によって、屋内からの表示についての定義ができ、それらも景観要素として示すことができることになる。まずは、協議や指導の対象は、建築物のガラス面の形態、構造的な面から判断し進めていくとのことである。先ほど、普通の窓ガラスに内側からシールを貼るような広告についての意見があったが、これらは、テナントとしてビルに入居している事業者が単独で行っている場合が多いのではないか。今後は、こうした利用者にまで、広告物に関するルール等をしっかりと伝えていくことを考えていくことも必要であろう。今回は、まず第一歩として、計画的に設置されるものなど景観的に問題がありそうなケースから着手するということである。
実際にまちの景観として考えると、例えば、雑居ビルのガラス窓には、張り紙が目立っているものもある。今日の議論にあったように、行政や地元組織が役割を上手く分担し取り組むことで、地域性が作用し、よりよいまちなみ景観が創出されるのかもしれない。

委員：大阪市の繁華街の事例では、地域の組織が広告物のルールの運用に携わり、協

議するシステムがあるため、その地域に店舗を出そうとする事業者は、自動的に地元組織と協議し、ルールやまちの雰囲気に沿った広告の計画を行う。この場合は、出店者から見ると、店を出す地域のルールということもあり、遵守するケースが多い。

会長：今後、景観まちづくりの観点から、店舗などの事業者、広告物関連の事業者に向けて、継続的に働きかけ、広告物を誘導していくことが大切であると言える。箕面市においても、過去に、周辺の居住者から建物の色彩を指摘され、色を変更したケースがあったのではないか。

市：過去に、飲食店でそのようなケースがあった。

会長：まちの景観における広告物については、このように、市民や住民も関係性を持ちながら考えていくことは重要であり、今回の屋内からの表示については、まずは、第一歩として、条例や規則の変更により協議、指導できる仕組みをつくり、進めていくということである。
他に意見等あるか。

(意見なし)

会長：では、今後、報告内容のとおり手続き等を進めて頂くこととする。

以 上